

(様式2)

信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）協定書

[里親名]（以下「里親」という。）、[市町村]長及び長野県 建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）は、[路線名]における「信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

(活動区間)

第1条 里親が活動する区間は、次のとおりとする。

路線名	一般国道（県道）	号（線）	
区間		から	
		まで	約 m

(役割分担)

第2条 里親、市町村長及び建設事務所長（以下「三者」という。）は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- (1) 里親は、活動区間の[歩道及び歩道に設置された植樹帯等の美化清掃作業等を行い]、良好な環境の保持に努める。
- (2) 市町村は、里親及び建設事務所との連絡調整を行うとともに、里親が収集したゴミの処理に協力する。
- (3) 建設事務所は、活動区間に里親名等を記載した表示板を設置するとともに、里親の希望により、里親に対して必要な清掃用具、材料等を貸与または支給する。  
また、里親の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、県で加入している保険の対象とする。

(安全対策)

第3条 里親は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

(ゴミの処理)

第4条 里親は、回収したゴミを市町村の分別方法に従って分別した後、処理を市町村に依頼するものとする。

(新たな植栽等の取り扱い)

第5条 里親は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、建設事務所長と協議するものとする。

2 里親は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要が生じた場合は、建設事務所長の指示に従うものとする。

(活動報告等)

第6条 里親は、活動年度終了（毎年3月末日）後速やかに活動報告書を建設事務所長に提出するものとする。

(異常の連絡)

第7条 里親は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、建設事務所長に連絡するものとする。

(協定の解除)

第8条 三者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、三者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書3通を作成し、三者各々記名押印し、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(里 親)	団体所在地		
	団体名		
	代表者名		印

(市町村)	市 町 村 長		印
-------	---------	--	---

(道路管理者)	長野県	建設事務所長	印
---------	-----	--------	---